

# 地域包括ケア病床の運用について

## 【地域包括ケア病床の概要】

令和6年8月より、当院の一般病床 34 床のうち 10 床を地域包括ケア病床（地域包括ケア入院医療管理料1）へ変更しました。

従来的一般病床は疾患の治療を目的としたもので、治療が終了しても身体の衰えや認知機能の低下、生活環境の悪化などにより、自宅への退院ができないといった問題がありました。

地域包括ケア病床は、急性期の治療を終えた患者様や、在宅での療養が困難になった患者様が入院し、必要な医療やリハビリテーションを受けながら、自宅や施設への退院を目指すことを支援するシステムとなっております。

入院から退院に至るまでの一連のプロセスを通じて患者様の自立を促し、地域社会での生活を支えることを目的としており、医師や看護師のみならず様々な多職種が連携し、患者様一人ひとりの状態に合わせた計画書を作成します。

地域の介護施設とも連携し、患者様が住み慣れた地域で継続的にケアを受けられるようにサポートします。また、レスパイト入院（介護者様の休息のための一時的な入院）など、従来的一般病床よりも柔軟に利用が可能となることから、地域に根ざした医療と介護の連携をすすめることが可能となります。

## 【入退院の支援について】

在宅への復帰をスムーズに行うために、患者様の入退院を支援する看護師と社会福祉士を配置しており、患者様や家族様への介護サービスの意向確認や情報交換のための会議などを実施します。地域での生活に根ざした支援を行うため、家族様へ参加の依頼をすることがありますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

## 【入院費について】

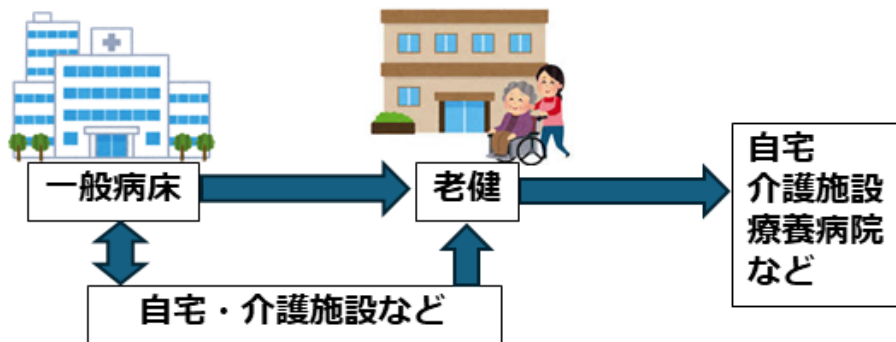
地域包括ケア病床の入院費は1日あたりの定額料金で算定されます。入院費にはリハビリテーション・投薬料・注射料・処置料・検査料・画像診断料・入院基本料の費用が含まれます。（一部の薬剤や輸血、人工透析など別料金となるものがあります）

入院先の病床については、患者様の病状などを考慮し決定させていただきます。病状の悪化等により、主治医が集中的な治療が必要と判断した場合は、地域包括ケア病床から一般病床へ移動する場合があります。

実際の入院費用については、高額療養制度が適用となった場合、1ヶ月あたりの医療費の上限額が定められておりますので、詳しくは医事職員にお尋ね下さい。

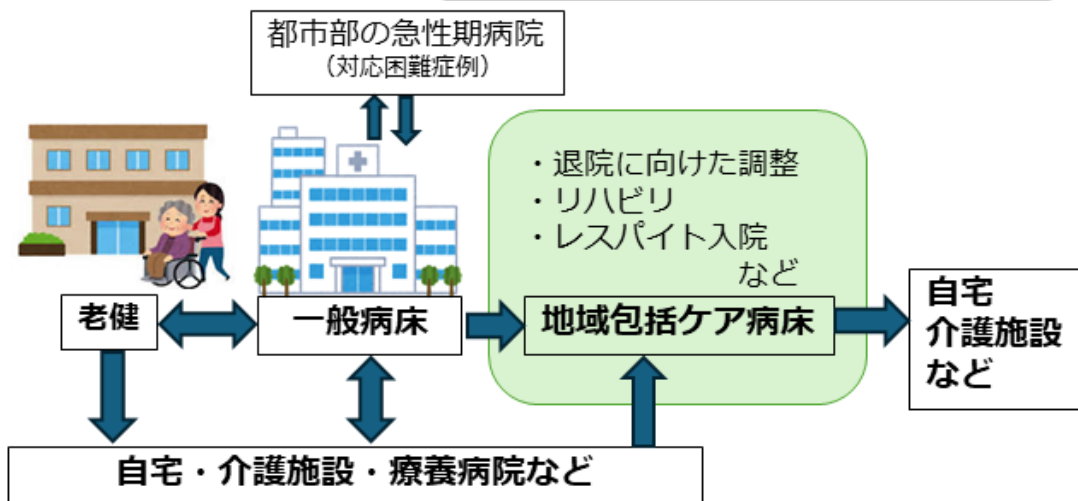
## 【現行の一般病床】

医療から介護への一方通行になりがち  
自宅退院が困難なケースに対応しにくい



## 【地域包括ケア病床】

当院を中心とした医療と介護の連携を強化  
地域の実情に応じた使い方ができる

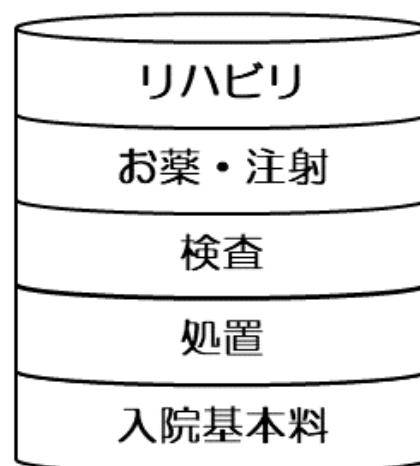


## 入院にかかる費用のイメージ

そのほかに食事代などが別途必要となります



地域包括ケア病床



一般病床

地域包括ケア病床の入院基本料の算定期間は60日までとなります  
61日目以降の入院については一般病床と同様に出来高での算定となります